

柏原市行政評価実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施と、その結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事務事業：行政活動の基礎的な単位をいう。ここでは、原則として予算書の説明単位の事務事業を指す。
- （2）施策：事務事業の上位目的となる概念で、行政の大局的な目的である政策を実現するための具体的な方針となるものをいう。

（行政評価の対象）

第3条 市長は、次に掲げる評価を行うものとする。

- （1）事務事業
- （2）施策
- （3）その他市長が必要と認めるもの

（行政評価の方法）

第4条 市長は前条に定める行政評価を毎年度実施するものとする。

- 2 行政評価の実施に当たり、その対象範囲、時期、その他必要な事項について、毎年度各部課長に通知する。

（評価結果の公表）

第5条 市長は、毎年度行政評価の結果を市民に公表するものとする。

（評価結果及び委員会の意見の活用）

第6条 市長は、行政評価の結果及び委員会の意見を受けて、改善又は見直しの検討を行い、その後の事務事業及び施策の推進等に反映させるよう努める

ものとする。

(庶務)

第 7 条 行政評価の実施に関する庶務は、行政評価に関する事務を所管する課が処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。